

## ○愛知県道路公社工事監督要領

制 定 昭和62年 3月13日

最終改正 平成29年 4月 1日

### (目的)

第1条 この要領は、愛知県道路公社が発注する工事の監督に関する必要な事項を定め、監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において「監督」とは、契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認、把握等を行い、契約の適正な履行を確保することをいう。

2 この要領において「監督員」とは、愛知県道路公社工事の請負契約等の取扱いに関する細則第21条の規定により理事長から任命された専任監督員、主任監督員及び総括監督員をいう。

### (監督の体制)

第3条 監督の体制は、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、これによりがたい場合は、理事長が必要と認める監督の体制によるものとする。

- (1) 当初設計金額が8000万円以上の工事にあつては、専任監督員、主任監督員及び総括監督員を置くものとする。
- (2) 当初設計金額が8000万円未満の工事にあつては、専任監督員及び主任監督員を置くものとする。なお、低入札価格調査の対象工事にあつては、総括監督員を合わせて置くものとする。

### (監督員の任命基準)

第4条 監督員の任命基準は、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、これによりがたい場合は、理事長が適任者と認める職員を、任命するものとする。

- (1) 専任監督員 技師級、主任級、主査級又は課長補佐級の職員
- (2) 主任監督員 主査級、課長補佐級又は課長級の職員
- (3) 総括監督員 課長補佐級又は課長級の職員

### (監督の実施)

第5条 監督員は、愛知県建設部「土木工事監督要領」に定める別記「監督業務の内容」並びに別添の「施工プロセス」のチェックリスト〔公社版〕に留意のうえ、監督を実施

するものとする。

- 2 監督員は、受注者に対する指示、承諾、協議等を、仕様書に定める工事打合簿により行うものとする。ただし、協議等の内容が設計図書の変更に係るものについては、別に定める愛知県道路公社設計変更事務取扱要領によるものとする。
- 3 監督員は、「施工プロセス」のチェックリストに監督の実施状況を記録し、整備しておくものとする。

#### (監督業務の分担)

第6条 監督業務の分担は、それぞれ次の各号に定めるところによるものとする。ただし、必要に応じ、担当課長の指示により分担を変更できるものとする。

##### (1) 専任監督員

- ア 契約の履行についての受注者又は現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- イ 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- ウ 設計図書に基づく工程の管理、立会、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
- エ 関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合における施工の調整
- オ 上記アからエに関する事項(軽易と判断される事項を除く。)及び設計図書の変更、工事の中止又は工期変更の必要があると認められる事項の主任監督員への報告
- カ 工事検査に必要な工事関係書類の整備

##### (2) 主任監督員

- ア 重要と判断される事項及び設計図書の変更、工事の中止又は工期変更の必要があると認められる事項の総括監督員への報告
- イ 専任監督員の指導監督
- ウ 総括監督員を置かない工事における次号に定める監督業務

##### (3) 総括監督員

- ア 特に重要と判断される事項及び設計図書の変更、工事の中止又は工期変更の必要があると認められる事項の理事長への報告
- イ 主任監督員及び専任監督員の指導監督並びに監督業務のとりまとめ

#### (提出書類様式)

第7条 第5条に基づく提出書類の様式については、愛知県建設部「土木工事監督要領」に準ずるものとする。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。